

令和6年度見沼田圃の公有地（農地）の貸付公募の概要

1 貸付申込みについて

(1) 公募対象地

見沼田圃ホームページ記載のとおり。（貸付公募対象地は随時更新する場合があります）

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/minuma/kashituke.html>

(2) 提出書類（各1部）

- ① 見沼田圃公有地貸付申込書（様式1）
- ② 見沼田圃公有地貸付実施要領の別表に定める書類
例）農業者の場合 ・世帯の住民票（原本）
・農地基本台帳登載証明（原本）

(3) 書類の提出方法

埼玉県企画財政部土地水政策課見沼田圃・三富地域担当まで郵送または持参してください。

※ 郵送の場合は、事前に申込み内容を確認させていただきたいので、送付いただく前に電話連絡（048-830-2192）をお願いします。

※ 持参の場合は、書類をお持ちいただいた際に担当がその場で内容を確認させていただきますので、訪問日時について電話連絡をお願いします。

(4) 受付期間

貸付開始日により、異なります。

ア 令和6年10月から貸付開始の場合

令和5年12月1日（金曜日）～令和6年5月31日（金曜日）

※優先申込期間

優先申込対象者からのみ受付。

令和5年12月1日（金曜日）～12月28日（木曜日）

注意 12月29日（金曜日）～令和6年1月3日（水曜日）は開庁時間外のため受付ができません。

※優先申込対象者

以下のいずれかに該当する場合、優先申込みができます。

- ① 貸付希望地の隣接地を所有している方
- ② 貸付希望地の隣接地を農地法等に基づき借地し、耕作している方
- ③ 見沼田圃地域内に耕作地がなく、公有地を利用して見沼田圃の新たな特産農産物栽培を目指す異業種の方

イ 令和7年4月から貸付開始の場合

令和6年6月3日（月曜日）～令和6年11月29日（金曜日）

(5) 申込みに関する留意事項

ア 現地の確認

- ・ 申込書を提出する前に必ず現地を確認してください。
- ・ 貸付地の概要の記載と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・ 現況での引渡しとなります。
- ・ 貸付け後の管理は借受者の責任と負担で行ってください。
- ・ 引渡し前に県で除草、耕うんを行います。

イ 個人情報の取扱い

農業経営基盤強化促進法による利用権の設定の見込みについて協議するため、埼玉県とさいたま市の長及び農業委員会が、必要な個人情報を提供し合うことについて、同意していただきます。

貸付け後、県に近隣の農業者等から土地の管理について問い合わせがあった場合には、借受者の住所、氏名及び電話番号を提供することがあります。

ウ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申込書に虚偽の記載があった場合は、貸付予定者として決定しません。

エ 提出書類の返却

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

オ 申込みの辞退

申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

カ 費用負担

申込み等に関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

2 貸付予定者決定

(1) 令和6年10月貸付けの場合

ア 令和5年11月30日（木）までに貸付公募対象としていた公有地で、令和5年12月1日（金）以降も貸付公募対象とした公有地は、先着順で貸付予定者を決定し、決定時点で当該公有地の公募は終了します。

貸付予定者は、利用権の設定の見込みをさいたま市農業委員会が審査し、見込みがあるとされた場合に決定します。

イ 令和5年12月1日（金）以降に追加した貸付公募対象地は、令和6年5月31日（金）まで公募を行います。同一公有地に複数の貸付申込みがあり、利用権の設定についても見込みがある者が複数いる場合には、抽選で貸付予定者を決定します。抽選を行う場合は、別途連絡します。

(2) 令和7年4月貸付けの場合

ア 令和6年5月31日（金）までに貸付公募対象としていた公有地で、令和6年6月3日（月）以降も貸付公募対象とした公有地は、先着順で貸付予定者を決定し、決定時点で当該公有地の公募は終了します。

貸付予定者は、利用権の設定の見込みをさいたま市農業委員会が審査し、見込みがあるとされた場合に決定します。

イ 令和6年6月3日（月）以降に追加した貸付公募対象地は、令和6年11月29日（金）まで公募を行います。同一公有地に複数の貸付申込みがあり、利用権の設定についても見込みがある者が複数いる場合には、抽選で貸付予定者を決定します。抽選を行う場合は、別途連絡します。

(3) 貸付予定者に決定された方は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定申出書を県と共同で作成し、さいたま市へ提出する必要があります。

3 契約の留意事項

(1) 契約の締結

ア さいたま市の利用集積計画の公告があった後、埼玉県は借受者を決定し、土地賃貸借契約を締結します。

イ 契約書に貼付する印紙は、借受者の負担となります。

(2) 貸付料の納付

ア 貸付料は、埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により、県が定める日までに、年度ごとに一括前納していただきます。

イ 正当と認められる理由がなく貸付料の納付を遅延したときは、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料の額に埼玉県財務規則第86条に定める違約金の率を乗じて得た額を違約金としてお支払いいただきます。ただし、当該違約金の額が100円未満であるときは、違約金を徴収しません。

(3) 経常費用の負担

貸付地に関する経常費用は次のとおりです。

負担者	経 常 経 費
県	県有資産所在市町村交付金
借受者	土地改良法に基づく見沼代用水土地改良区賦課金（※）
	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金
	通常の維持管理に要する経費

※ 貸付料のほかに見沼代用水土地改良区賦課金が必要な場合があります。

賦課金が必要な土地を借りる場合には、借受者の負担で土地改良区へ賦課金（参考：令和5年度 3.98円/m²）を毎年お支払いいただくこととなります。

(4) 貸付地の土地利用について

公有地は借受者の耕作地として貸付けします。

観光農園や市民農園、農地転用を伴う土地利用は認められませんので御注意ください。

ア 貸付地で可能な土地利用の例

耕作地のほか、農業生産用のパイプハウス（地面が土のもの）の設置など。

ただし、パイプハウスを設置する場合には、見沼田圃土地利用申出が別途必要です。

イ 貸付地で行うことができない土地利用の例

- 観光農園、市民農園
- 農産物直売所の設置
- 休憩所、駐車場、トイレ、倉庫などの設置

4 お問い合わせ先

貸付公募に関する質問がございましたら以下の担当までお問い合わせください。

※ 質問及び回答は、ホームページに掲載することがあります。

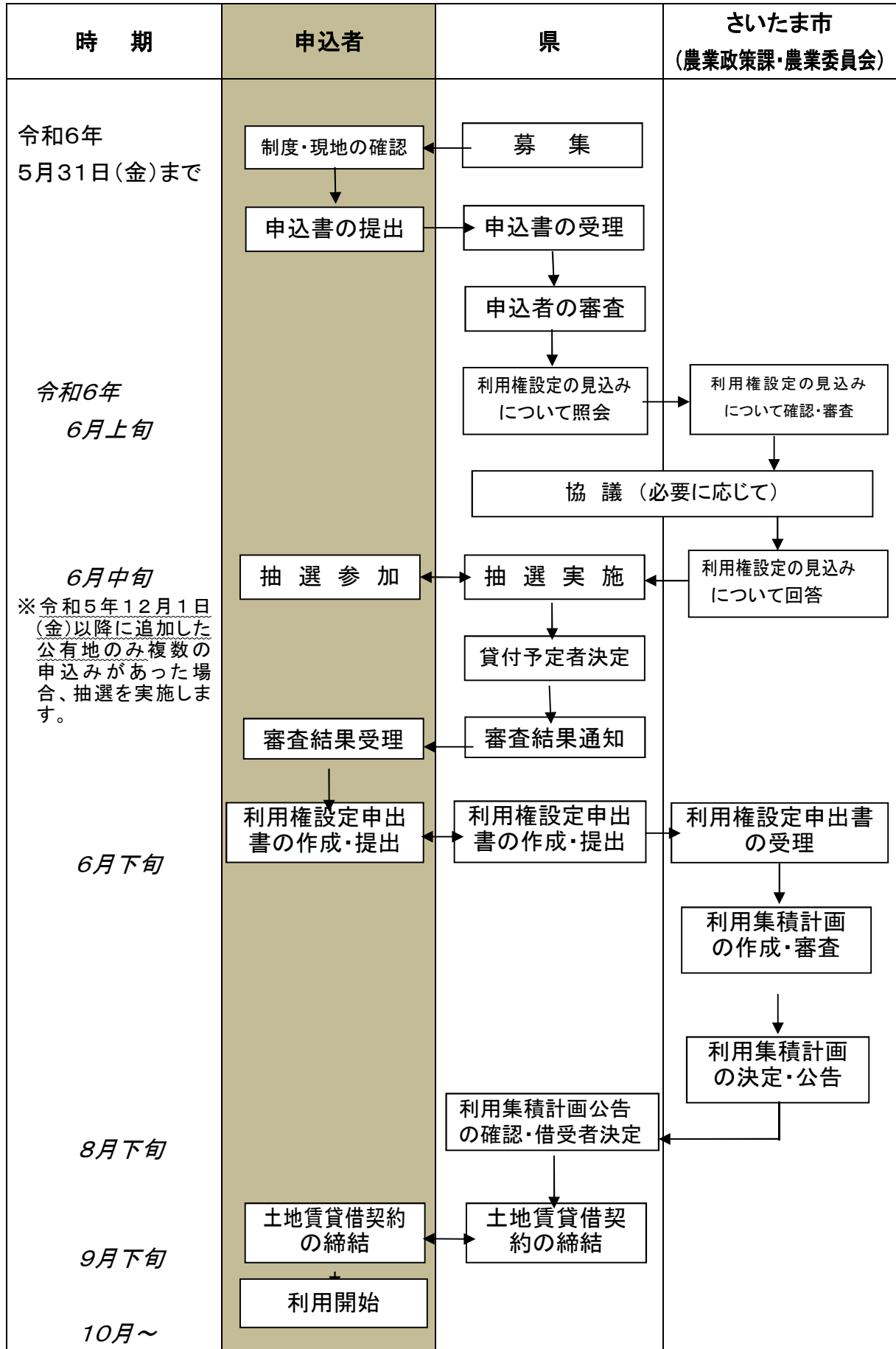
埼玉県企画財政部土地水政策課見沼田圃・三富地域担当

電話番号：048-830-2192

ファクシミリ：048-830-4725

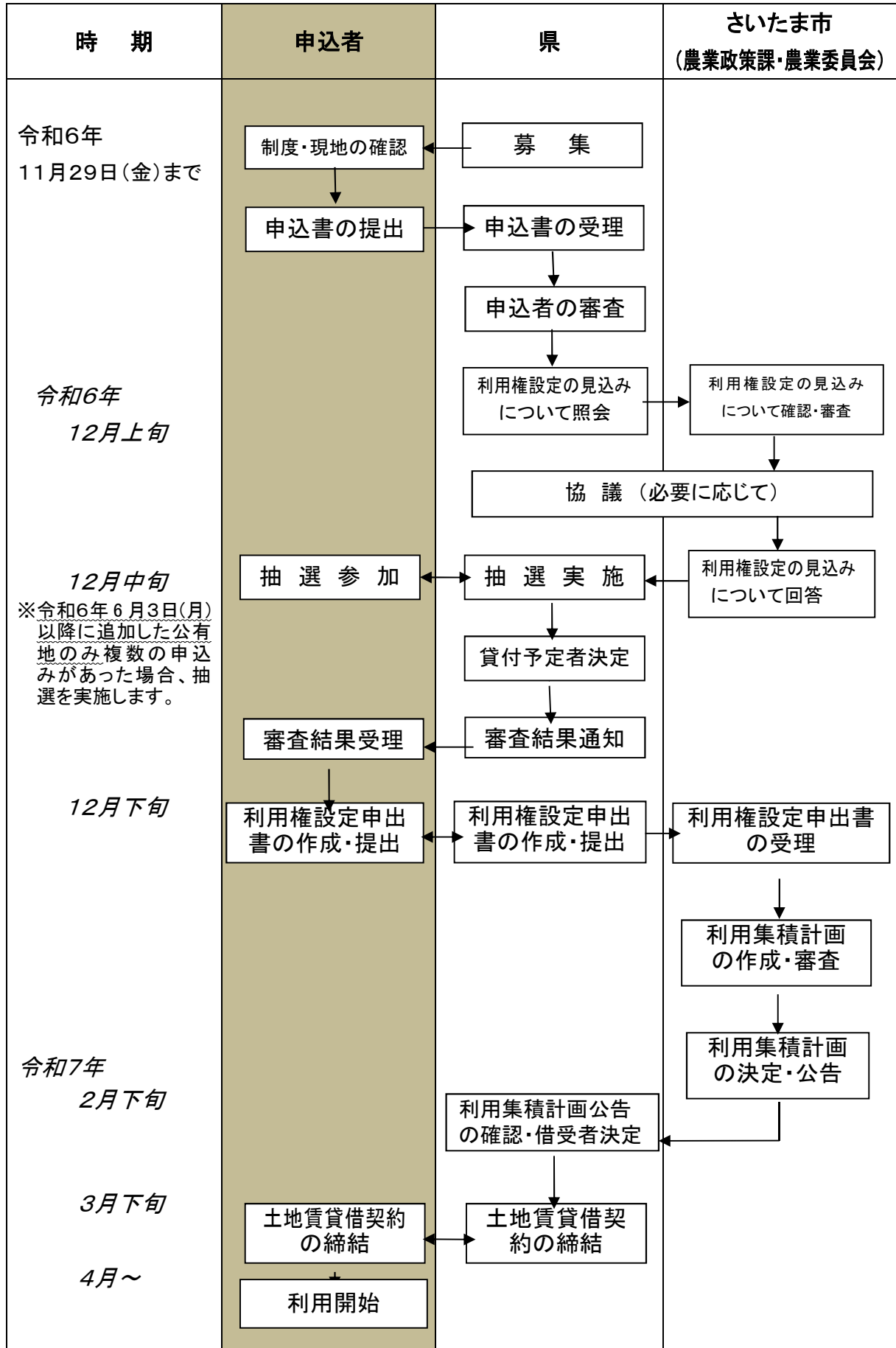
E-mail: a2180-03@pref.saitama.lg.jp

貸付手続の流れ(令和6年10月貸付)



※手続きの都合上、日程が前後する可能性があります。

貸付手続の流れ(令和7年4月貸付)



※手続きの都合上、日程が前後する可能性があります。